

津ここ第8015号
平成23年3月24日

医療機関 各位

津山市長 宮地 昭範
(公 印 省 略)

津山市子ども医療費公費負担制度の年齢拡大について (依頼)

時下 益々ご清栄のことと存じます。

平素より、子ども医療費公費負担制度の運営につきましては、格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、津山市では下記のとおり、平成23年7月1日から、外来にかかる医療費の助成の対象年齢を小学3年生まで拡大し、小学1年生から3年生の外来にかかる医療費の本人負担分を現行の「3割」から「1割・月額上限額を44,400円」とすることになりました。

岡山県内の医療機関においては現物給付を基本としており、この度の制度改正の対象者には、6月下旬に受給資格者証(別紙見本のとおり)を送付する予定にしております。

つきましては、7月1日から、小学1年生から3年生までの資格者証提示後の外来医療費の取扱いにつきまして、窓口にて「1割・月額上限額44,400円」としていただきますようよろしくお願いいたします。

また、「子ども医療費公費負担制度」のチラシを同封しておりますので、窓口等で案内くださいますようよろしくお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら担当課までお問合せください。

記

子ども医療費公費負担制度の年齢拡大概要

1 対象者と給付範囲 (拡大分)

小学1年生から3年生まで (満9歳到達年度末まで) の外来医療費
(ひとり親家庭等医療費公費負担制度又は心身障害者医療費公費負担制度
該当者を除く)

2 実施方法

平成23年7月1日診療分以降
申請者に受給資格者証交付後、医療機関窓口提示による
外来医療費「1割・月額上限額44,400円」
入院医療費「無料」(現行どおり)

3 その他

この度の年齢拡大対象者で、「子ども医療費受給資格者証」の交付申請手続きをしていない方には、3月末に「子ども医療費受給資格者証交付申請書」をお送りしております。

※別紙もご参照ください。

お問い合わせ先

津山市 こども課 子育て支援係

(津山すこやか・こどもセンター内)

電話 0868-32-2065 (直通)

(別紙)

津山市子ども医療費公費負担制度の拡大について

- 1 平成23年7月1日から小学1年生から3年生(満9歳に達する日以降の最初の3月31日まで)の外来医療費の本人負担分を、現行の「3割」から「1割・月額」の限度額44,400円とします。
- 2 従前どおり、所得制限はありません。
- 3 対象者には、平成23年7月1日から「子ども医療費受給資格者証」(黄色)を交付します。健康保険証とともに受給資格者証を提示した小学1年生から3年生までの子どもの県内医療機関の窓口での自己負担を、外来医療費につきましては「1割・月額」の限度額44,400円、入院医療費につきましては「無料」としていただきますようお願いいたします。

ただし、外来医療費については、「ひとり親家庭等医療費受給資格証」又は「心身障害者医療費受給資格証」をすでにお持ちの方は、それぞれの公費負担制度が優先になりますのでご注意ください。(入院医療費につきましては、子ども医療費公費負担制度に該当し、窓口での自己負担は従前のとおり「無料」です。)

小学1年生から3年生の方

ひとり親家庭等医療費受給資格証 } をお持ちの方
心身障害者医療費受給資格証 } (入院のみ)

受給の際は必ず保険証に添えて提出してください。
この資格者証が使えるのは、岡山県内の医療機関だけです。

| | |
|--|---------------------------|
| 岡山県 | |
| 子ども医療費受給資格者証 | |
| 公費負担者番号 | 8 5 3 3 0 0 3 3 |
| 受給資格者番号 | |
| 受給資格者 | 住所 |
| | 氏名 |
| | 生年月日 平成 年 月 日生 |
| 負担割合 | 外来 1割 入院 無料 |
| 限度額 | 外来 44,400円 入院 無料 |
| 有効期間 | 平成23年7月1日から 平成 年 月 日まで |
| 上記の者の受診にかかる医療保険の自己負担分から、上記の一部負担金を控除した額を、公費で負担します。 | |
| (市町村長名印) 津山市長 長之印 | |
| 医療機関・診療時の方へ この資格者証により診療を求められたときは、上記の一部負担金を受領し、この一部負担金を控除した額を公費負担として、レセプトにより、市支社窓口へ請求してください。 | |

受給の際は必ず保険証に添えて提出してください。
この資格者証が使えるのは、岡山県内の医療機関だけです。

| | |
|---|------------------------------------|
| (入院用) 岡山県 | |
| 子ども医療費受給資格者証 | |
| 公費負担者番号 | 8 5 3 3 0 0 3 3 |
| 受給資格者番号 | |
| 受給資格者 | 住所 |
| | 氏名 |
| | 生年月日 平成 年 月 日生 |
| 一部負担金の割合 | 無 料 |
| 有効期間 | 平成23年7月1日から 平成 年 月 日まで (入院診療のみ) |
| 上記の者の受診にかかる医療保険の自己負担分については、公費で負担します。 | |
| ※この資格者証は入院のみ使用できます | |
| 平成23年7月1日 | |
| (市町村長名印) 津山市長 長之印 | |
| 岡山県 津山市長 長之印 | |
| 医療機関・診療時の方へ この資格者証により診療を求められたときは、公費負担扱いとして、レセプトにより、市支社窓口へ請求してください。 また、その場合、レセプトの「負担金額」欄には「0円」と記入してください。 | |

お問い合わせ先
津山市 こども課 子育て支援係
(津山すこやか・こどもセンター内)
TEL 0868-32-2065(直通)

津山市子ども医療費公費負担制度のご案内

平成 23 年 7 月 1 日から、外来分に関して医療費の助成となる対象年齢が拡大します。
平成 23 年 6 月 30 日までは、外来分は小学校就学前まで、入院分は中学校修了までの子どもにかかる保険診療分の医療費の助成を行っています。

子ども医療費公費負担制度とは、中学校修了までの子どもにかかる保険診療分の医療費の助成を行う制度です。

平成 23 年 7 月 1 日からは、制度が次のように変わります。

■対象

○対象者

津山市に住民票があり、健康保険に加入している方が対象となります。

・ 外来 … 小学校 3 年生修了まで（満 9 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日まで）

ただし、小学校 1 年生～3 年生で心身障害者医療費、又はひとり親家庭等医療費公費負担制度を受けられている方は、それらの制度がそれぞれ優先となります。

・ 入院 … 中学校 3 年生修了まで（満 15 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日まで）

※生活保護受給者や児童養護施設入所者は対象となりません。

○対象となる医療費

保険診療での自己負担額を助成します。

※保険外診療（健康診断、予防接種、食事療養費、差額ベッド代、薬の容器代等）は対象外です。

※高額療養費分や付加給付分（加入医療保険に別途請求が必要）は対象外です。

※救急診療受診等での時間外選定療養費は自己負担していただく場合があります。

○自己負担割合

| 対象児童 | 外来 | 入院 |
|---------------|----------------------------|----|
| 小学校就学前 | 無料 | 無料 |
| 小学校 1 年生～3 年生 | 1 割 (負担上限月額 44,400 円) * | 無料 |
| 小学校 4 年生～中学生 | 3 割 (助成はありません) | 無料 |

*小学校 1 年生～3 年生では、外来診療において保険診療分の 1 割を自己負担していただき、1 ヶ月の自己負担額が 44,400 円を超えたときは、その超過分も市が負担します。

■受給資格者証の交付

申請により、「子ども医療費受給資格者証」を交付します。

○申請窓口

こども課（津山すこやか・こどもセンター 1 階）又は、各支所市民生活課

○申請に必要なもの

『印鑑』と『子どもの健康保険証』

受給資格者証は申請日の翌月 1 日から有効となります。

受給資格者証が使用できるようになる前に受診された場合は、払い戻しの手続きが必要です。

○受給資格者証の種類

対象の子どもの年齢によって、3 種類の受給資格者証があります。

- ・ 小学校就学前 …… 有効期間が小学校就学前までの証（白色の証）
- ・ 小学校 1 年生～3 年生 … 有効期間が小学校 3 年生修了までの証（黄色の証）
- ・ 小学校 4 年生～中学生 … 有効期間が中学校修了までの入院用の証（白色の証）

小学校 1 年生、4 年生になるときに、新しい証をお送りします。

■医療機関にかかるとき

- 市内の医療機関 … 『受給資格者証』と『健康保険証』を一緒に医療機関の窓口で提示してください。保険診療分については子ども医療費公費負担制度の助成を受けることができます。
- 市外の医療機関 … 受給資格者証は使用できません。一旦、自己負担していただき、払い戻しの手続きをしてください。

■払い戻しの手続き

○受給資格者証が使えなかったとき

受給資格者証を使用せず受診した場合や岡山県外の医療機関を受診した場合は、「医療費給付申請書」(ピンク色の紙)をこども課窓口で提出し、払い戻しの手続きをすることができます。

訪問看護および、はり・きゅう・マッサージについても同様に払い戻しの手続きをしてください。

※給付申請書はこども課にあります。給付申請書に医療機関の証明をもらうか領収書を添えて申請してください。給付申請の受付期間は、受診から5年以内です。

※申請には申請者(保護者)の印鑑と振込先の金融機関がわかるものが必要です。記入いただいた金融機関の口座に入金いたします。給付には、申請から約3ヵ月程度かかります。

○小学校1年生～3年生の期間に外来で負担上限月額44,400円以上を支払ったとき

複数の医療機関等を受診すると、負担上限月額44,400円以上の支払いが発生する場合があります。外来診療分において、44,400円の超過分は手続きにより市から返金いたします。(差額給付といえます。)差額給付に該当する場合には、郵送で必要書類をお送りしますので、届きましたら手続きをしてください。一度手続きをしていただくと、以降は自動的に登録された口座へ返金いたします。給付額は、医療機関から提出される診療報酬(レセプト)の保険点数に基づき算出した額となります。

ご注意ください

小学校3年生～中学校3年生までの子どものうち、心身障害者医療費受給資格者証やひとり親家庭等医療費受給資格者証をお持ちの方は、以下のように使い分けが必要となります。

○外来の場合

⇒ 心身障害者医療費受給資格者証 又は ひとり親家庭等医療費受給資格者証

○入院の場合

⇒ 子ども医療費受給資格者証

■次の場合には届出が必要です

| | |
|------------------|-----------------|
| 市外へ転出するとき | 受給資格者証・印鑑 |
| 健康保険証が変わったとき | 受給資格者証・健康保険証・印鑑 |
| 氏名・住所が変わったとき | 受給資格者証・印鑑 |
| 受給資格者証の再交付を受けるとき | 健康保険証・印鑑 |
| 生活保護を受けるようになったとき | 受給資格者証・印鑑 |

お問い合わせ先 〒708-8501 津山市山北520 (津山すこやか・こどもセンター内)
津山市 こども課 TEL32-2065
津山市 各支所 市民生活課